

大津町子ども・子育て支援事業計画及びこども計画について

●子ども・子育て支援事業計画とは

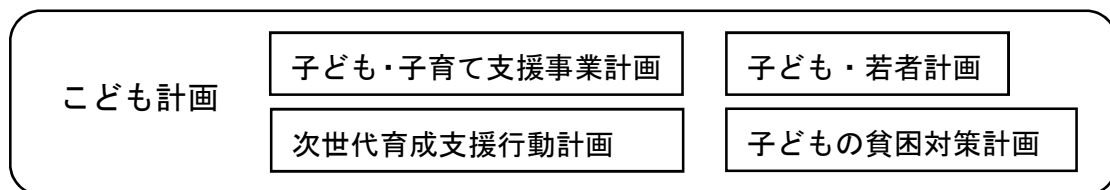
5年間の計画期間における幼児教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定めたもの。現行の「第2期大津町子ども・子育て支援事業計画」は、令和2年度から令和6年度までの期間について定めている。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「子ども・子育て支援事業計画」や「大津町振興総合計画」及び「大津町地域福祉計画」をはじめとする町の各種関連計画との整合性を図っている。

●こども計画とは

令和5年4月1日にこども基本法（以下「法」という。）が施行された。法第9条で、こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子ども・若者育成支援推進大綱」・「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなった。さらに、法第10条で、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされ、こども計画は子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画を一体のものとして作成することができるとされた。

よって、次期計画はこれらの計画を包含した「第3期大津町こども計画」として策定することとする（計画期間：令和7年度～令和11年度）。



●計画の期間

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7～11年度
第1期子ども・子育て支援事業計画				第2期子ども・子育て支援事業計画						第3期こども計画
			ニーズ調査	次期計画策定				ニーズ調査	次期計画策定	